



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

初夏の風が心地よい季節となりました。今年は、スギやヒノキの花粉が予想以上に大量飛散した上にPM2.5まで加わり、外に出るのもためらいがちになってしまいました。花粉については九州全域でようやく終息を向かえたようで、ほっと一安心といったところでしょうか。朝晩とまだまだ気温の変動が激しく体調も崩しやすいですのでくれぐれも体調管理にはお気を付け下さい。

さて、今回の TM 情報は、税制改正を中心に皆様のお役に立つ話題を紹介していきたいと思えます。どうぞ、ご一読下さい。 敬具

A decorative box with a light yellow background and a white border. The box is shaped like a house with a blue roof. Inside the box, there is a list of three items: '平成 25 年度税制改正', '重大ニュース!!', and '税務カレンダー'. The box is decorated with green leaves on the left and right sides. In the bottom right corner, there is an illustration of three colorful koi fish on a bamboo pole.



# 2013 年度税制改正

平成 25 年 4 月 1 日施行



政権交代の影響で、税制改正大綱の決定が1ヵ月以上ずれ込んだことから、当初、成立が大幅に遅れることが懸念されていた 2013 年度税制改正法案ですが、例年通り無事年度内の成立となりました。

今回は、主な項目を掲載します。気になる点は、お気軽に担当者にお尋ね下さい。

## 法人税関係

① 交際費課税の特例である中小法人の定額控除限度額を  
600 万円 → 800 万円に引き上げ、**800 万円以下を全額損金算入可能。**

## ② 所得拡大促進税制の創設

個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

<改正概要> ※適用期間：3 年間（平成 27 年度末まで）

・以下の（1）、（2）及び（3）の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額 10%（中小企業等は 20%）を限度）を認める。

- （1） 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して 5%以上増加していること
- （2） 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- （3） 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

（注1） 国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。）のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

（注2） 給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

（注3） 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

（注4） 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。

- ③ 所得拡大促進税制の創設により、個人の所得水準の向上を図るとともに、雇用促進税制の拡充により、雇用の拡大を目指す。具体的には、控除額を造花雇用者一人当たり 20 万円から 40 万円に引き上げる。

——<現行制度の概要>——

当期中に増加した雇用者（雇用保険の一般被保険者）1 人当たり 20 万円の税額控除ができる制度（法人税額の 10%（中小企業等にあっては 20%）を限度とする）。

- (1) 雇用者数が前事業年度末に比して 10%以上及び 5 人以上（中小企業者等は 2 人以上）増加。
- (2) 前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと。
- (3) 当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。

[算式]

$$\text{給与増加額} \geq \text{前事業年度の給与額} \times \text{雇用者の増加率} \times 30\%$$

## 所得税

- ① 平成 27 年より、所得 4,000 万円超に 45%の最高税率を導入
- ② 住宅ローン控除は期限を延長し、予定されている消費税引き上げに合わせる形で住宅ローン控除の借入限度額を引き上げる。

## 印紙税

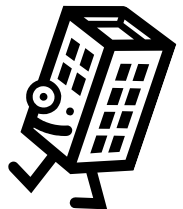
**5万円未満の領収書は来年 4 月以後印紙税が免税に！！**

2014 年 4 月以降に作成される受取書（領収書）から 5 万円未満に引き上げられる。

## 相続税

※平成 27 年から適用

- ① 課税される財産額 6 億円超に 55%の最高税率が導入
- ② 基礎控除額を 3,000 万円+600 万円×法定相続人数へと引き下げる（旧政府案通りの見直しが行われる。）



- ③ 地価の高い都市部に配慮し小規模宅地特例を拡充。  
適用対象面積を 330 m<sup>2</sup>に拡大、居住用宅地を事業用宅地の特例の完全併用が可能とされるので限度面積は最大 730 m<sup>2</sup>となる。

## 贈与税

経済対策として本年 4 月からの実施予定で盛り込まれた教育資金の一括贈与非課税制度が創設される。

これは、祖父母が金融機関に子・孫名義の口座を開設して教育資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに 1,500 万円を非課税とする制度。また、相続時精算課税においては、旧政府案どおりに贈与者の年齢を 60 歳以上の者に引き下げ、受贈者に 20 歳以上の孫を加える。

## 事業承継税制

適用要件や手続きにおいて見直しが行われる。毎年 8 割以上確保とする雇用要件を緩和、5 年間平均で 8 割以上として、親族後の後継者への相続・贈与でも適用対象とする。

※役員退任要件については代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても適用対象とする。



## 自動車取得税

(1) 消費税 10%時点で廃止。消費税 8%段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化

(2) 消費税 10%段階で、自動車税において、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、保管器確保下安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

## 購入時と車検時に課税する自動車重量税について

- (1) エコカー減税制度の基本構造を恒久化
- (2) 消費税 8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化の観点から、燃費性能等に応じて軽減するなどの措置を講じる
- (3) 今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じて課税する、との見直しの方向性を示し、2014 年度税制改正で具体的な結論を得るとしている。



# 重大ニュース



宮崎税務会計事務所は、平成 25 年 4 月 26 日、九州財務局長及び九州経済産業局長より、多様化・複雑化する経営課題を解決するための九州経済産業部中小企業課の主催する経営革新等支援業務の認定支援機関に認定されました。

中小企業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が続いておりますが、日本経済を支えているのは、中小企業であり、中小企業の経営力を強化することが、日本経済の発展には、不可欠です。

この度、認定された経営革新等支援業務において、中小企業が持つ潜在力・底力を最大限に引き出し、経営力の強化を図るため、知恵や経験をより一層発揮して頂くため、認定支援機関同士の垣根を越えた新たな連携や中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構等との連帯体制を構築することにより支援体制の強化が図られるように宮崎税務会計事務所としてもサポートしてまいります。

次に、経営革新等支援業務について主なものを説明しますが、何かご不明なことがございましたら、担当者にお気軽にお問い合わせ下さい。（各補助金や借換保証の推進は、早く申請する方が得策です。）

## 認定支援機関が関わる主なツールとは？



- ① ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金  
(平成 24 年度補正予算要求額 1,007 億円)

### 事業の概要・目的

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発や設備投資等を支援します。

- ② 地域需要創造型起業・創業促進補助金  
(平成 24 年度補正予算要求額 200.0 億円)  
・起業・創業を促進し、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化させることを目的とします。

- 地域のニーズを的確に把握し独創的なサービスや商品等を新たに提供する事業計画を持つ女性及び若者に対して、その創業事業費等の一部を補助します。
- 本補助金を呼び水として、創業する個人が金融機関などから外部資金を調達できる環境を整えます。

### ③ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

(平成 24 年度補正予算 405 億円)

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定支援機関）のサポートを受けて実施する経営改善計画の策定を支援することにより、経営改善・事業再生を促進する。
- 具体的には、約 2 万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用（資産査定）、モニタリング費用のうち、3分の2（200万円）を上限に支援を行う。

### ④ 地域力活用市場獲得等支援事業（新商品・新サービスの開発支援事業）

この事業は中小企業・小規模事業者と、商工会・商工会連合会・商工会議所・認定支援機関等地域振興等機関が連携して商品やサービスの企画及び作品開発を行う取組に対して支援を行います。

### ⑤ 商業・サービス中小企業活性化税制

——<改正概要>—— 適用期間：2年間（平成 26 年度末まで）——

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）又は、器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める措置を創設する。

（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

### ⑥ 経営支援型セーフティネット貸付（平成 24 年度補正予算額 1,326 億円）

中小企業経営力強化資金融資（平成 25 年度当初予算額 4.4 億円）

**認定支援機関による経営改善を前提とした新たな融資制度を創設します！**



## (1) 経営支援型セーフティネット貸付とは？

実施機関：日本政策金融公庫、商工中金

対象者：認定支援機関や日本公庫・商工中金による事業計画策定支援等の経営支援を受けているものであって、経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度：720 百万円（中小企業事業）

48 百万円（国民生活事業）

貸付利率：基準利率－0.4%（注）

（雇用・維持拡大効果が見込まれる場合、さらに▲0.2%）

（注）過剰な債務負担を生じている事業者に適用

貸付期間：15 年以内（設備資金）、

8 年以内（運転資金）

※基準利率は国民 2.05% 中小 1.55%



## 中小企業経営力強化資金融資とは？

実施機関：日本政策金融公庫

対象者：認定支援による事業計画策定支援等の経営支援を受けている者であって、新商品の開発又は新サービスの提供（既存の商品・サービスの改良も含む）等により、新たな市場の創出を図ろうとする中小企業・小規模事業者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度：720 百万円（中小企業事業）

72 百万円（国民生活事業）

貸付利率：15 年以内（設備資金）

7 年以内（運転資金）

その他：15 百万円までは、無担保・無保証人に係る金利上乘せの事業者負担は求めない（国民生活事業）





⑦ 借換保証の推進（平成 24 年度補正予算 500.0 億円）

⑧ 借換保証制度

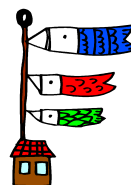
- ・ 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。
- ・ 当面の中小企業の資金繰りを緩和。

☆☆☆ **本制度のメリット** ☆☆☆

- ・ 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。
- ・ 新たに、据え置き期間を設けることも可能。
- ・ 金融審査が通れば、真水（ニューマネー）の追加も可能。



**税務カレンダー**



6月	7月	8月
5月分源泉所得税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告 個人の住民税の納付 (第1期分)	6月分源泉所得税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限 (1月～6月分) 固定資産税の納付 (第2期分) 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)	7月分源泉所得税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人住民税の納付 (第2期分) 個人事業税の納付 (第1期分) 個人事業者の消費税中間申告

・・・編集後記・・・

今年も早いもので、半年が経とうとしています。あと半年！できる限りのことを一生懸命取り組んでいきたいと思います。

中村

しっかり心に決めれば、それだけで目的は半分達成されたも同然である。きっと成功してみせる、と決心することが、何よりも重要だ。 by リンカーン

